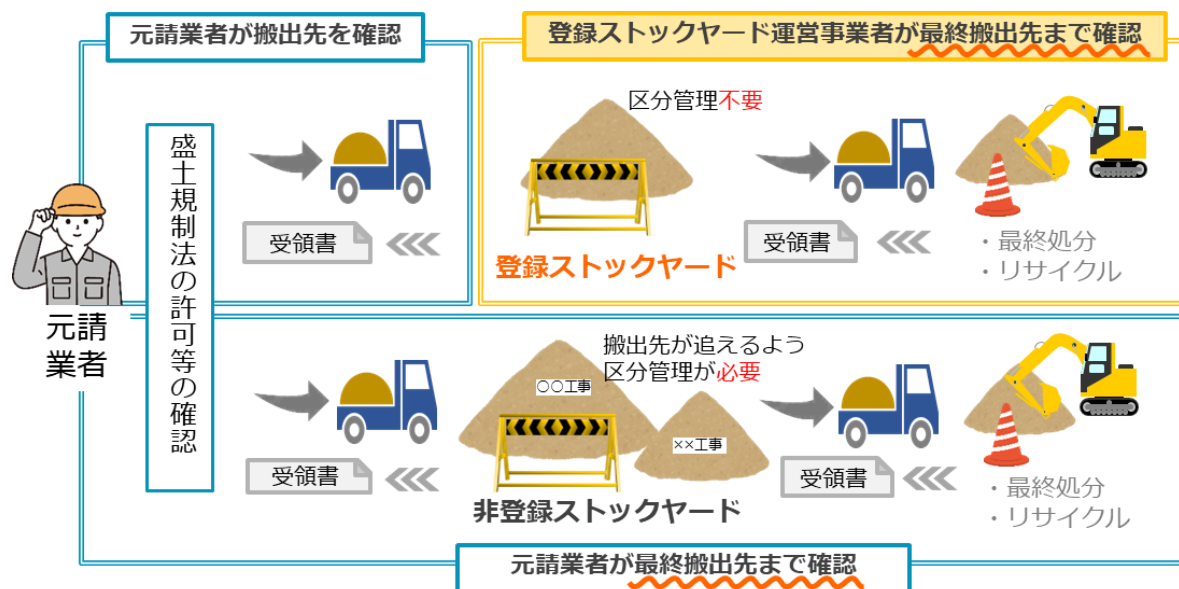


登録ストックヤード運営事業者の 実施業務の手引き

00	はじめに	1
01	業務実施状況チェックリスト	2
02	登録後に実施すること	3
03	土砂の搬入時に実施すること	4
04	土砂の搬出にあたり実施すること (搬出前・搬出時・搬出後)	6
05	国への報告について	17
06	登録内容の変更、廃業等の届出について	19
07	その他の遵守事項について	22
08	勧告、事業者公表、登録取消等について	24

■ストックヤード運営事業者登録制度

- 令和6年6月より、建設発生土を搬出する工事を請負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、最終搬出先まで確認することが義務づけられています（資源有効利用促進法省令）。
- 登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐこととなり、元請業者は最終搬出先までの確認は不要となりますので、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた適正な業務を実施していただく必要がございます。



■本手引きの位置づけと使い方

- 「ストックヤード運営事業登録規程の補足説明及び運用について（令和5年3月31日 事務連絡）」にて、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年 国土交通省告示第157号）に関する補足説明及び運用を示しています。
- 本手引きは、登録ストックヤード運営事業者を対象として、登録規程に定められている業務内容について、チェックリスト等を用いて業務が適正に実施できているか確認するためのものであり、『登録規程』及び『運用』で示した内容を補足するための資料です。

登録規程

- 業務の適正な運営を確保し、ストックヤード運営事業の健全な発達を図り、土砂の再生利用の促進及び適正な処分に資することを目的とした規程。

運用

- 登録規程に関する補足説明及び運用を取りまとめたもの。
- 業務を実施する上での言葉の意味を確認するためにご使用ください。

手引き

- 登録規程及び運用で定めた登録事業者が行う業務内容を補足するためのもの。
- 実際に業務を実施する際に確認用の資料としてご活用ください。

登録規程及び運用は国土交通省HPからご確認ください。

ストックヤード運営事業者登録制度

検索



01 業務実施状況チェックリスト

- 本資料は「ストックヤード運営事業者登録規程」に基づき実施すべき事項を記載しているものです。
- 各業務が確実に実施できているか、チェック欄を活用しご確認ください。

注意事項

- 都道府県等「土砂条例」においては、別途実施すべき事項が規定されている場合がありますので適宜ご確認ください。
- 搬入量・搬出量に関係なく、全てについて実施する必要があります！



《業務実施状況チェックリスト》

実施業務	解説ページ	チェック欄
登録後に実施すること		
公衆の見やすい場所に『ストックヤード登録票』を掲示する。	P3	☐
土砂の搬入時に実施すること		
搬入元ごとの土砂搬入量の管理、記録・保存する。	P4	☐
搬入元ごとに『土砂受領書』の交付・保存する。	P5	☐
土砂の搬出にあたり実施すること		
搬出先の適正確認をする。	P6	☐
搬出先の『適正確認記録』を作成・保存する。	P6	☐
土運搬者へ搬出先名称等、搬出先適正確認結果の通知をする。	P11	☐
搬出先ごとに土砂搬出量の管理、記録をする。	P12	☐
搬出先ごとに『土砂受領書』の交付を求める。 交付された受領書を保存する。	P13	☐
『適正確認記録』と交付された『土砂受領書』の記載内容が一致していることを確認する。	P14	☐
一次搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合、 (二次、三次搬出先等の) 最終搬出先までの記録を作成・保存する。	P15	☐
国への報告について		
『管理状況年報』の作成と報告をする。	P17	☐
その他の遵守事項について		
運搬者へ、土砂の運搬費、その他処理に要する経費を適切に反映する。	P22	☐
運搬者へ、関連法令の順守の指導、過積載の防止の周知を行う。	P22	☐

02 登録後に実施すること

■ 公衆の見やすい場所に『ストックヤード登録票』を掲示する。

- 登録されたストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に「**ストックヤード登録票《別記様式第7号》**」を掲示してください。
- 登録を受けていないストックヤードには、「ストックヤード登録票」を掲げることはいけません。

別記様式第7号

ス ト ッ ク ヤ ー ド 登 録 票			
登 録 番 号		第 号	
登 録 有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
主 な 事 務 所 の 所 在 地		電話番号 ()	
ス ト ッ ク ヤ ー ド	登 録 番 号	第 号	
	名 称		
	所 在 地	電話番号 ()	

3 5 cm以上

2 5 cm以上

ストックヤード運営事業者の登録番号を記載【8桁の番号】

ストックヤードの登録番号を記載【14桁の番号】

登録有効期間を記載

例 令和 5年 7月 1日 から
令和10年6月30日 まで



- 登録票の様式は、国土交通省ホームページから入手できます！
- 登録番号・登録有効期間は、登録時に送付された申請書に記載されています。

03 土砂の搬入時に実施すること

□ 搬入元ごとの土砂搬入量の管理、記録・保存する。

- スtockヤードに土砂が搬入された場合、**搬入元ごとに搬入量の管理、記録**を行う必要があります。
- 土砂搬入量管理の**記録を5年間保存**することが必要です。

注意事項

- この他、都道府県等が定める「土砂等発生元証明書」等を搬入元から受領した場合は、証明書等を保存し搬出時に都道府県等へ提出を行うことが必要です。

搬入元ごとの搬入管理、記録の例※です。
(12ページの搬出先ごとの搬出量の管理、記録にも使用可能です)

参考様式(規程第十二条関係) 搬入・搬出管理記録

※様式はイメージです。各事業者様において作成をお願いいたします。

管理対象ストックヤード		〇〇〇〇ストックヤード					
搬入元、搬出先について			搬出入区分	搬出入土砂について		搬出入時期	
搬入元名称／搬出先名称	所在地	区分※1	※2	土質	土量(m3)	開始日	完了日
〇〇工事現場	〇〇県〇〇市〇〇1丁目	他の建設工事現場	搬入	第3種建設発生土	1,200	2023/6/6	2023/7/28
××ビル新築工事	××県××市××385番地	他の建設工事現場	搬入	第4種建設発生土	2,500	2023/7/1	2023/9/30
						</	

【凡例】
※1: 搬入元、搬出先の区分について
搬入元の場合: ・他の建設工事現場
・登録Stockヤード
・その他
搬出先の場合: ①国又は地方公共団体の管理する場所
②他の建設工事現場
③登録Stockヤード
処分場(再搬出を前提としないもの)
その他
※2: 搬出入区分について
搬入: Stockヤードに土砂が持ち込まれる場合
搬出: Stockヤードから土砂を持ち出す場合

「搬入元ごとの搬入量」の記録を作成してください。

搬入量管理方法、記録方法は、特に定めはありません。
記録様式は自由です！
ダンプの運行管理など現在利用しているものがあれば、必要事項を追記する運用でも可能です。
『土砂受領書』の交付、写しの保存により土砂搬入量の管理とすることが可能です。

搬入量管理の記録のタイミングは、
・ダンプ1台ごと
・搬入元の土砂すべての搬入が完了した時点
どちらでも大丈夫です。



03 土砂の搬入時に実施すること

□ 搬入元ごとに『土砂受領書』の交付・保存する。

- スtockヤードに土砂を搬入した場合、**搬入元に受領書を交付**してください。
- 交付した受領書は、その**写しを5年間保存**することが必要です。

受領書記載事項

- ◆ 土砂を搬入したStockヤード（受領先）の名称及び所在地
 - ◆ Stockヤード運営事業者（受領した管理者）の商号又は名称（個人の場合は氏名）
 - ◆ 土砂の搬入元の名称及び所在地
 - ◆ 土砂の搬入量（土砂の利用種別、土質区分および当該土量の算定上の状態を併記する）
 - ◆ 搬入が完了した日
- 【規程第11条1項1～5号】

受領書の様式は任意です。押印の有無は問いません。
必要事項が記載されていれば、既存の伝票等を活用して問題ありません。
受領書交付のタイミングは、ダンプ1台ごと、搬入元の土砂すべての搬入が完了した時点どちらでも大丈夫です。

受領書

(受領書記載例)		令和●年●月●日
(搬出元)	国土交通省HPから参考様式を入手できます！	
●●●●●建設工事		
責任者※ ●●●●●殿		
	(受領先)	
	●●●Stockヤード(株)	
	代表取締役 ●●●●●	
土砂受領書		
受領先の名称及び所在地：	●●Stockヤード	
	■●県■●市■●町■●丁目■番地	
受領した管理者の商号：	●●●Stockヤード(株)	
搬入元の名称及び所在地：	●●●●●建設工事	
	●●県●●市●●町●●丁目●番地	
土砂の搬入量	：一時堆積※1第1種建設発生土※2●●●●●m ³ ※3（地山量）※4	
搬入が完了した日	：令和●年●月●日	

※ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

■ 土砂の搬入量に記載する情報について

※1 土砂の利用種別（盛土利用等、一時堆積）を記載

盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合（Stockヤード、土質改良プラントなどが対象）

※2 土質区分を記載

発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号平成18年8月10日による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

※3 土砂の搬入量の記載

当該土砂搬入に用いられたダンプトラックの台数や重量計測結果等を土質等の状況に応じて換算する方法や切り土又は盛土等の測量結果などにより土砂量を算定し記録しておくことが必要〔体積（m³）による表示〕

※4 地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を記載

04 土砂の搬出前に実施すること

ストックヤードから土砂を搬出前、搬出時、搬出後それぞれにおいて実施していただくことがあります。



❑ 搬出先の適正確認をする。

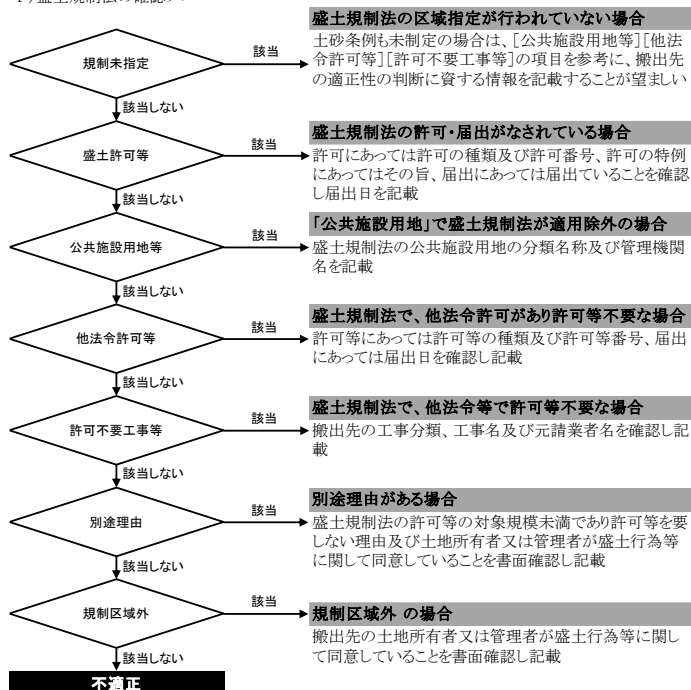
❑ 搬出先の『適正確認記録』を作成・保存する。

- 土砂の搬出先が**盛土規制法、都道府県等の定める土砂条例の許可等を得ているか、事前に確認**することが必要です。
- 盛土規制法の許可等の有無、土砂条例の許可等の有無はそれぞれ**個別に確認が必要**です。

『ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について』のフローで確認してください。どちらか一方の判定が[不適正]となった場合は、適切な搬出先として認められません。

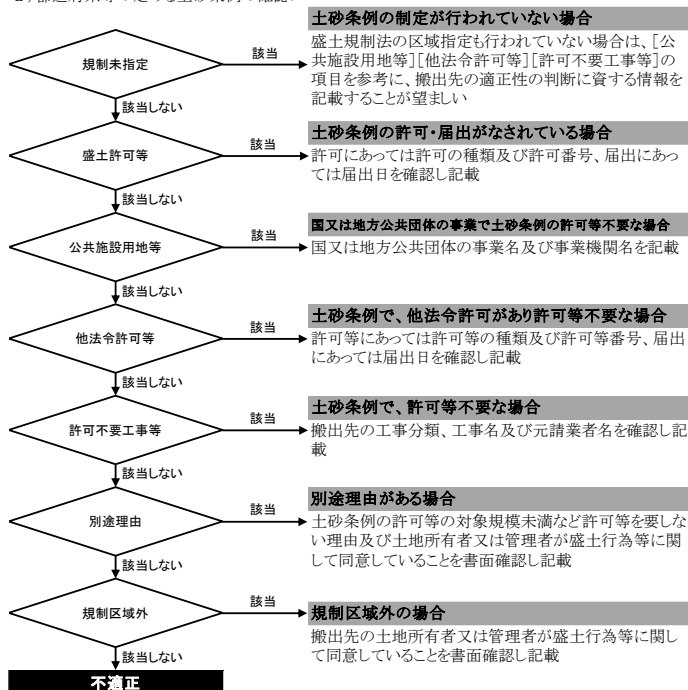
＜ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について＞

i) 盛土規制法の確認フロー



盛土規制法の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー



土砂条例の許可等必要行為に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

i) ii) の確認結果が異なる場合、[規制未指定]を除く確認フローの上に来る確認区分を確認結果として記載。

盛土規制法の区域指定は、都道府県、政令市、中核市が行います。

区域指定の有無は、搬出先住所に応じて、都道府県、政令市、中核市に確認してください。

※なお、全国における規制区域の指定状況は次の国土交通省のHPでも確認できます。

<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-sekou.html>

実際の確認方法（搬出先の適正確認フローの例）をP7～P10に示していますので参考としてください。

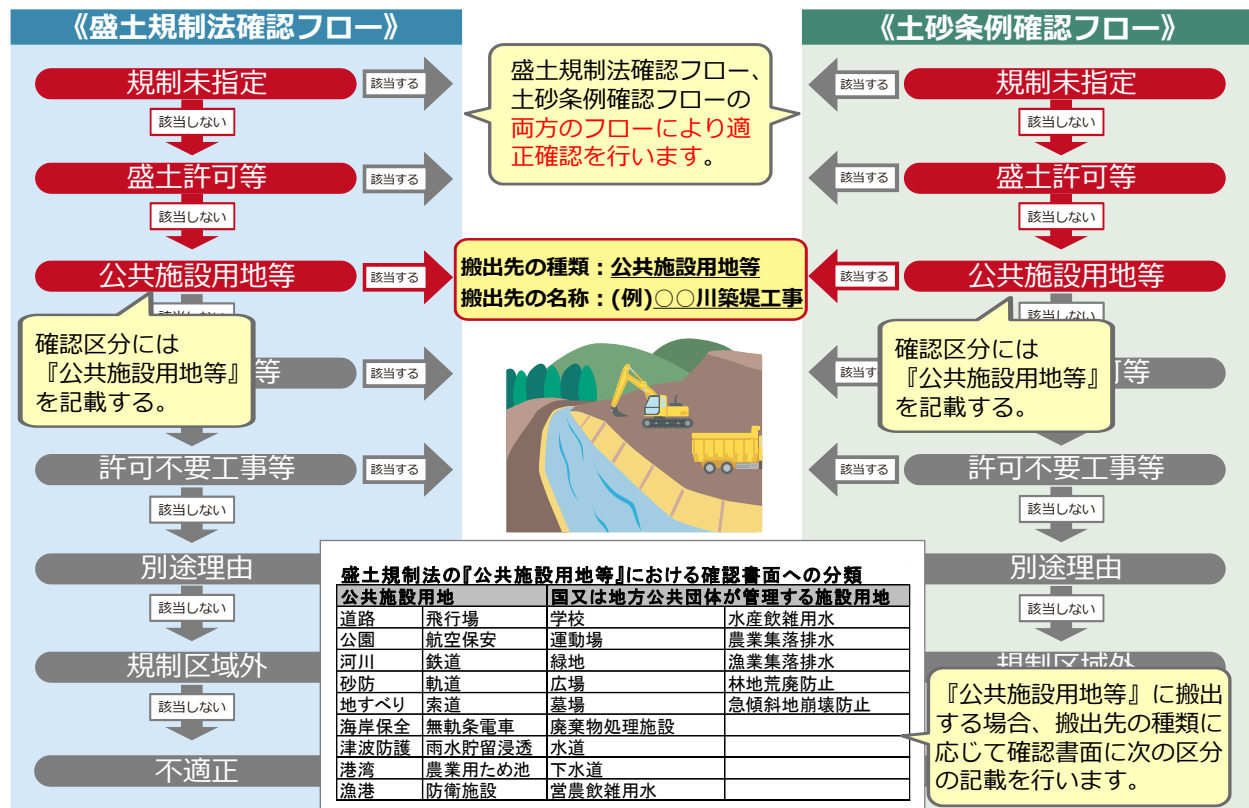
04 土砂の搬出前に実施すること

CASE01

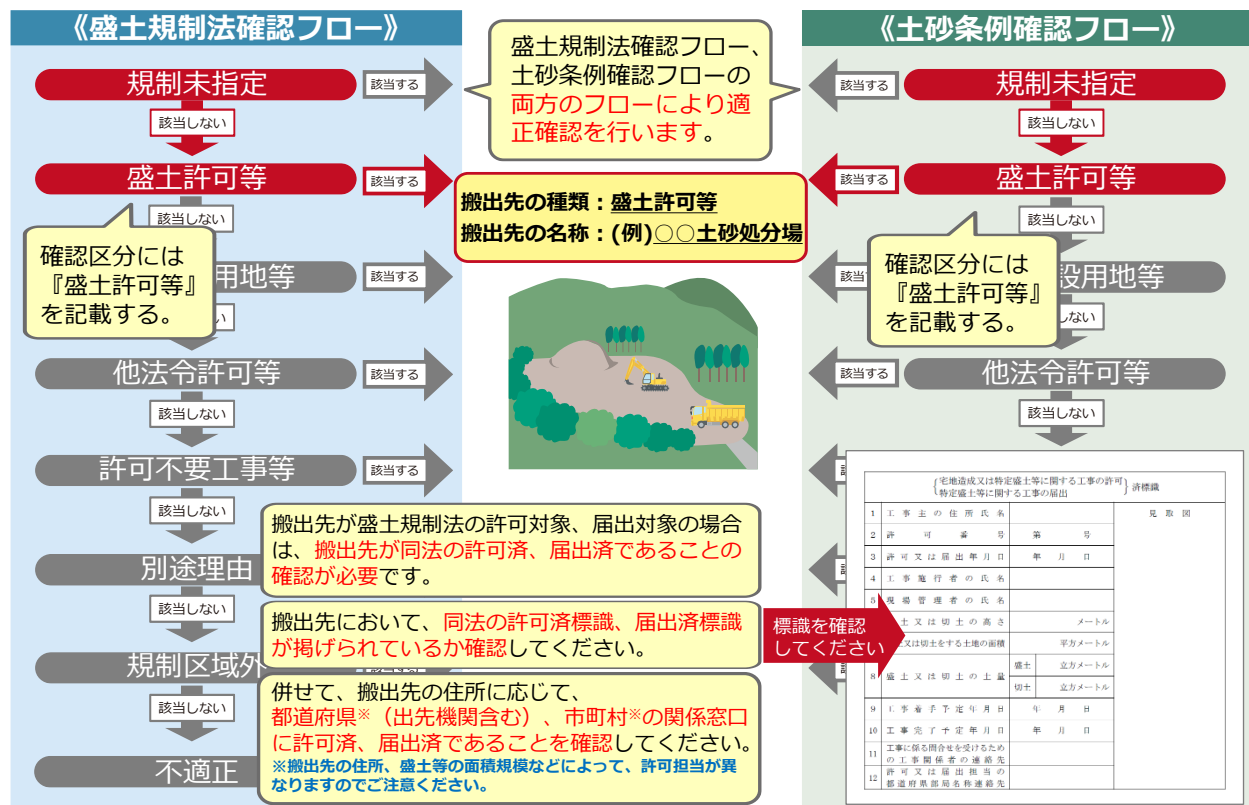
盛土規制法の区域指定：行われている
都道府県等の土砂条例：制定されている

例1-1～1-3をご確認ください

【例1-1】盛土規制法の許可・届出および、土砂条例の許可・届出がなされていない（国又は地方公共団体の事業で土砂条例等の許可等が不要となっている）場合

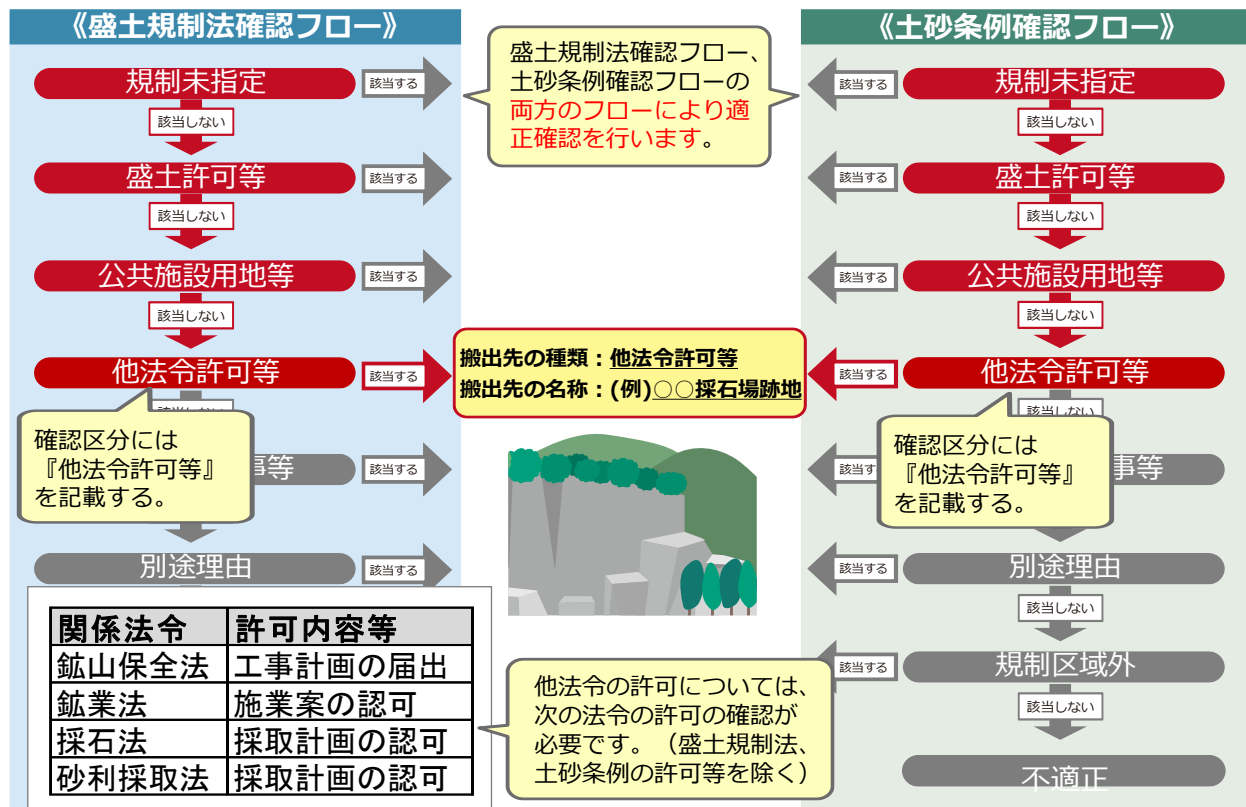


【例1-2】盛土規制法の許可・届出もしくは、土砂条例の許可・届出がなされている場合



04 土砂の搬出前に実施すること

【例1-3】盛土規制法の許可・届出および、土砂条例の許可・届出がなされていない（他法令許可等により盛土規制法および、土砂条例の許可等が不要となっている）場合

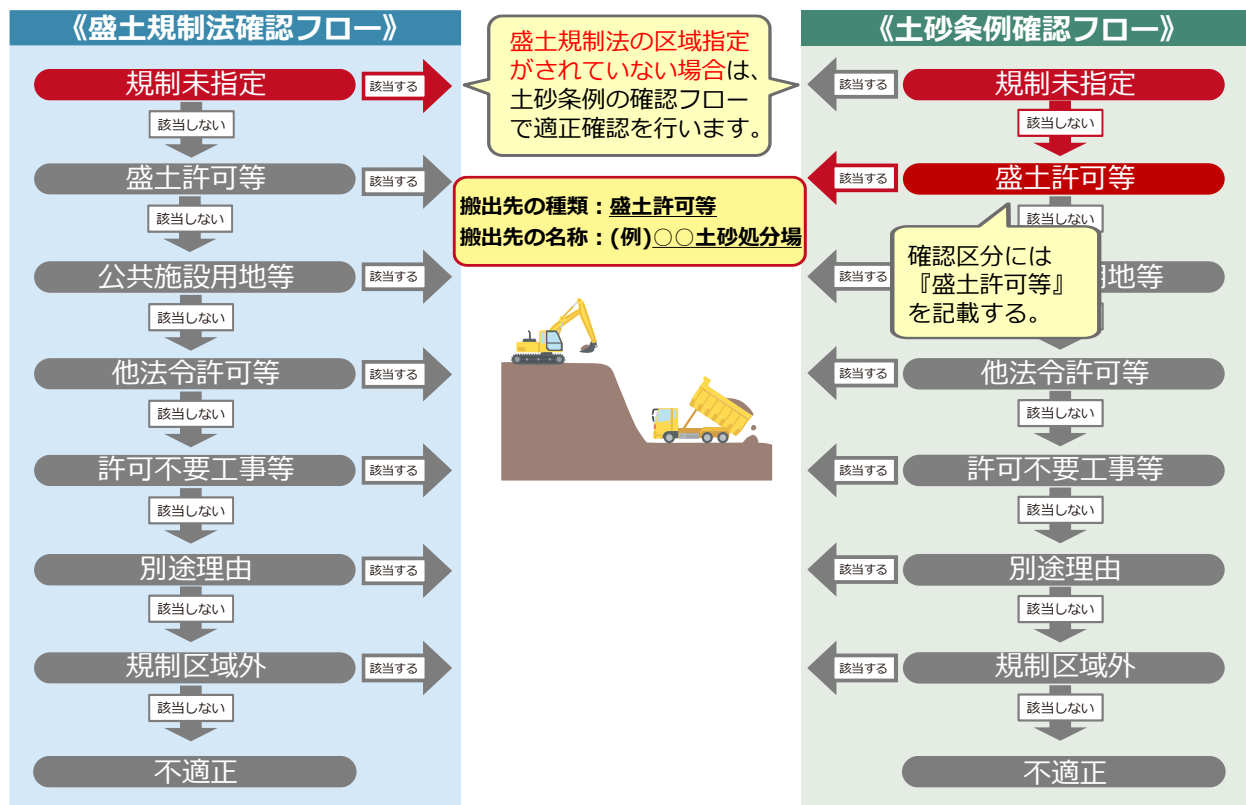


CASE02

盛土規制法の区域指定：行われていない
都道府県等の土砂条例：制定されている

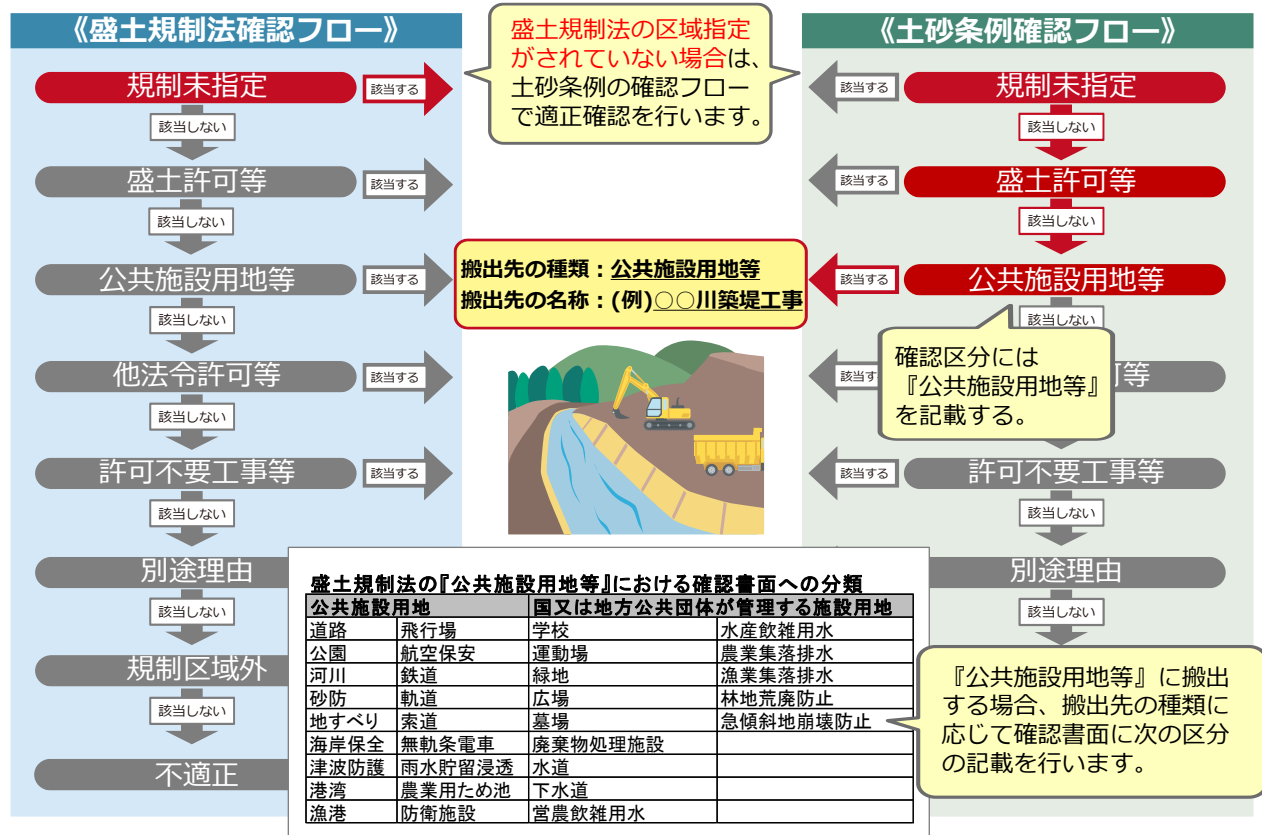
例2-1～2-3をご確認ください

【例2-1】土砂条例の許可または届出がされている場合

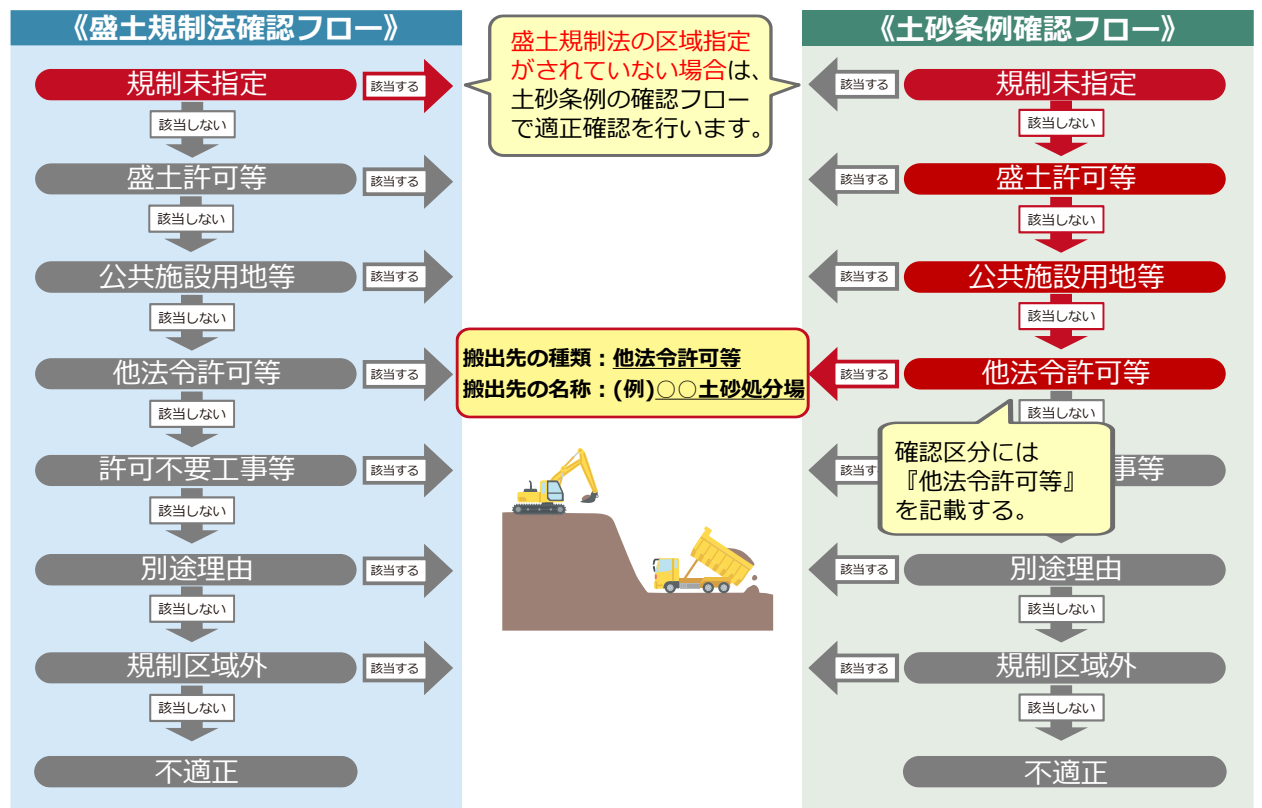


04 土砂の搬出前に実施すること

【例2-2】土砂条例の許可・届出がなされていない（国又は地方公共団体の事業で土砂条例等の許可等が不要となっている）場合



【例2-3】土砂条例の許可・届出がなされていない（他法令許可等により土砂条例の許可等が不要となっている）場合



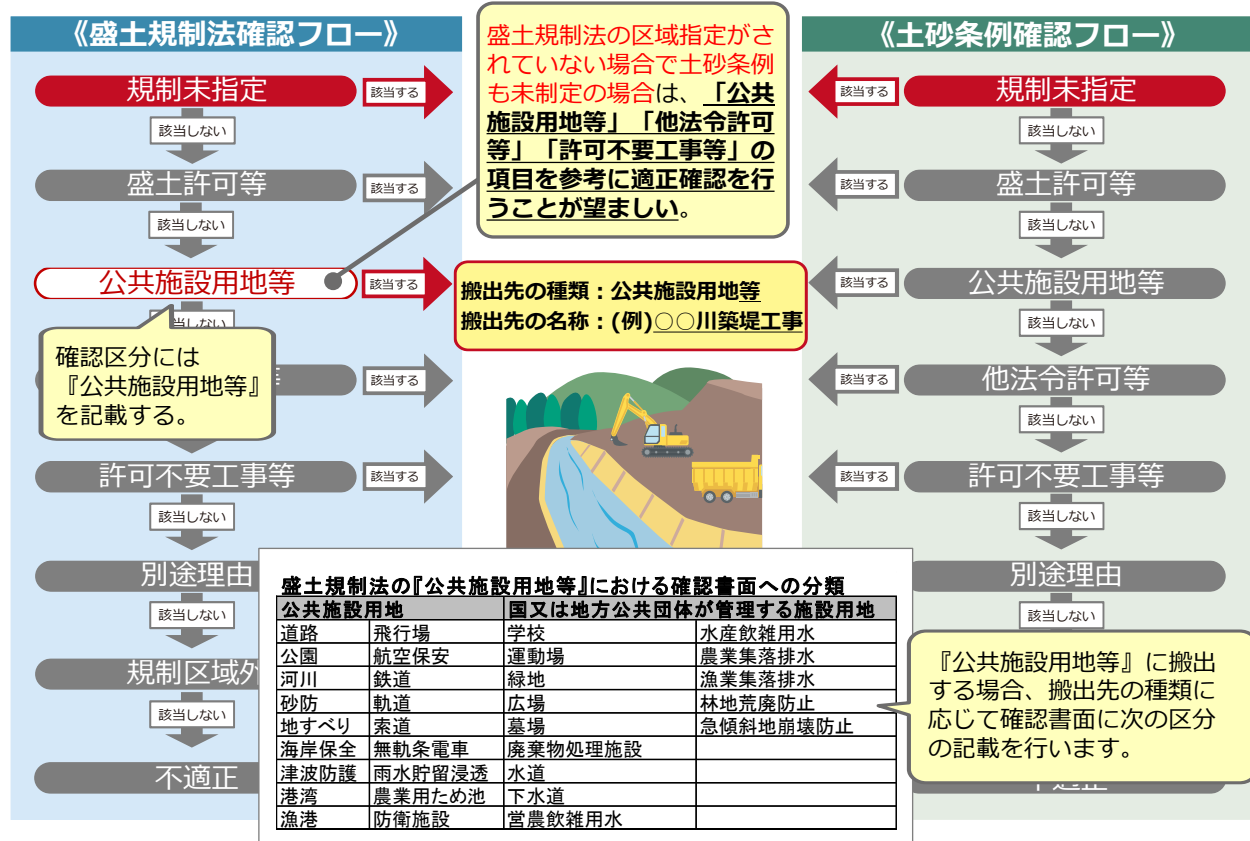
04 土砂の搬出前に実施すること

CASE03

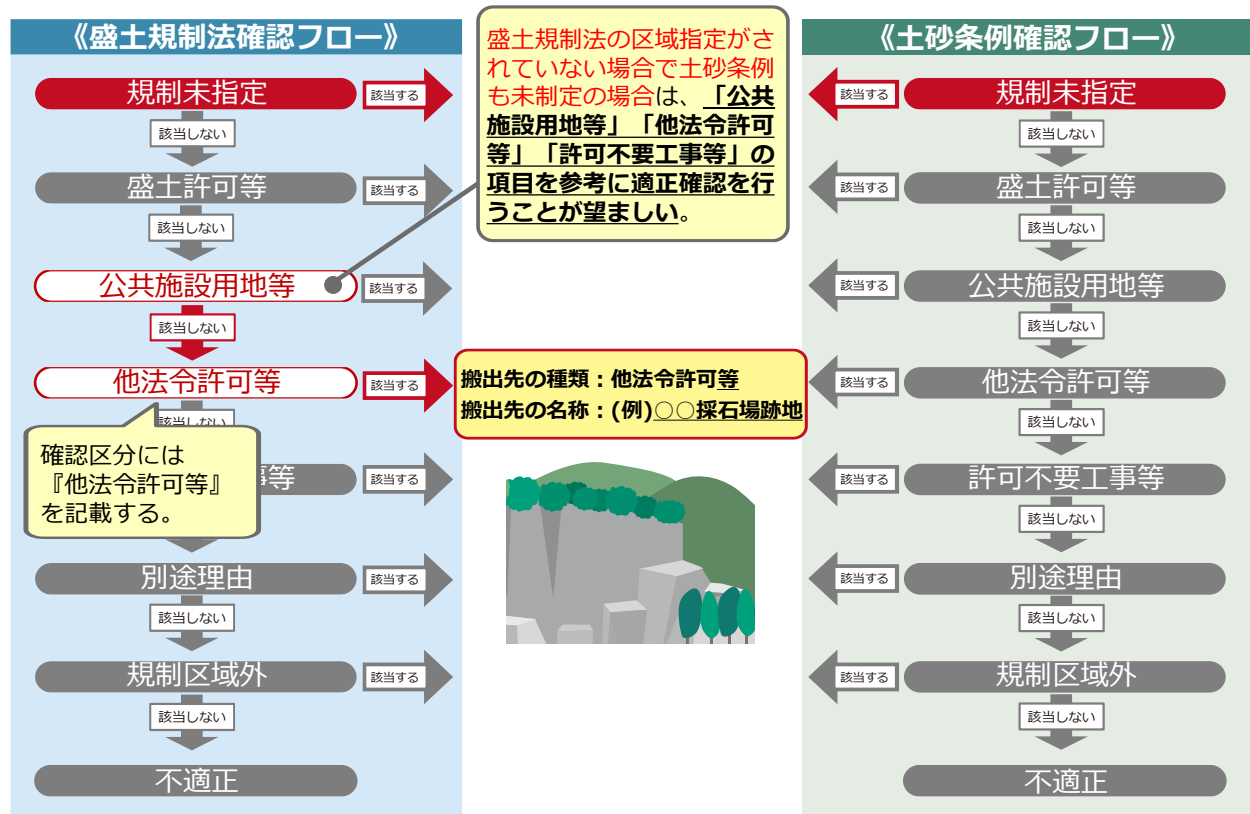
盛土規制法の区域指定：行われていない
都道府県等の土砂条例：制定されていない

例3-1、3-2をご確認ください

【例3-1】河川区域内の築堤工事のような公共施設用地等に搬出する場合



【例3-2】他法令許可があり許可等不要な場合



04 土砂の搬出時に実施すること

□ 土運搬者へ搬出先名称等、搬出先適正確認結果の通知をする。

- スtockヤードからの土砂の運搬を他者に委託する場合は、搬出前に確認した**搬出先の適正確認の結果（搬出先が適正である旨）を運搬者に通知**する必要があります。
- その際、**搬出先の名称、所在地も運搬者に併せて通知**してください。

※確認結果の通知方法に定めはありません。

土運搬者への搬出先の適正確認の結果、搬出先の名称、所在地の通知は、
 確実な実施のため、上記の様式を参考に、**文書による通知をお勧めします。**



(搬出先適正確認結果の通知の例)

搬出先通知書	
(運搬者)	年 月 日
様	
株式会社●●ストックヤード 代表取締役 △△△△	
御社に運搬を委託する建設発生土の搬出先に関して、下記のとおり通知いたします。	
記	
1. 通知内容	添付『別紙 1 搬出先適正確認記録』のとおり ・ 搬出先の名称、所在地 ・ 搬出先の種類、分類 ・ その他の情報
2. 添付資料	※必要に応じて、通知に際して次の資料を添付してください。 ☐ 搬出先の周辺図 ☐ 運搬経路図 ☐ その他の運搬条件に関する資料
以上	

「搬出先の適正の確認」
で作成した『搬出先適正
確認記録』を活用して通
知を行う例です。

別紙 1 参考様式（第十条第一項関係）搬出先適正確認記録

	ストックヤード運営事業者名 搬出元「ストックヤード」の名称・所在地	●●●●●●(株)	○●県●●市○町1-1			
	ストックヤード登録番号	第00000000-000000号				
確認年月日	搬出先の名称	所在地	搬出先の種類	分類	情報1	
2023/5/26	●●●●●●●●工事	○●県●●市○町●●地内	公共施設用地等 道路	河川	元請業者：●●●●建設(株) 管理者：●●県●●市●●事務所 盛土規制法第12条許可 許可番号00000000 盛土許可等	
2023/5/26	●●●●●●●●仮置場	○●県●●市○町1-1	公共施設用地等		盛土規制法第21条届出(令和●●年●●月●●日)	国交省登録ストックヤ
2023/5/29	●●●●●●●●砂処分場	○●県●●市○町1-1	盛土許可等		●●●●●●●●●●に関する条例許可 許可番号00000000	国交省登録ストックヤ
2023/5/30	●●●●●●●●ストックヤード	○●県●●市○町1-1	盛土許可等		盛土許可等	
2023/5/31	●●●●●●●●土質改良プラント	○●県●●市○町1-1	盛土許可等		採石法第33条の採取計画認可 登録番号00000000	
2023/6/1	●●●●●●●●採石場防砂	○●県●●市○町1-1	他法令許可等			
2023/6/2	●●●●●●●●ビル新築工事	○●県●●市○町1-1	許可不要工事等	工事付随堆積	元請業者：●●●●建設(株)	
2023/6/5	■■■■■■■■■■■■■■■■	○●県●●市○町1-1	別途理由		盛土規制法(宅造区域)：許可対象規模未満	土砂条例：許可等対象
2023/6/6	■■■■■■■■■■■■■■■■	○●県●●市○町1-1	別途理由		盛土規制法(特盛区域)：届出対象規模未満	土砂条例：該当なし
2023/6/7	■■■■■■■■■■■■■■■■	○●県●●市○町1-1	規制未指定		盛土規制法：宅造区域及び特盛区域未指定	土砂条例：該当なし
2023/6/8	■■■■■■■■■■■■■■■■	○●県●●市○町1-1	規制区域外		盛土規制法：宅造区域及び特盛区域外	土砂条例：該当なし

04 土砂の搬出後に実施すること

□ 搬出先ごとに土砂搬出量の管理、記録する。

- スtockヤードから土砂が搬出された場合、**搬出先ごとに土砂搬出量の管理、記録**を行う必要があります。
- 土砂搬出量管理の**記録を5年間保存**することが必要です。

**搬出量管理方法、記録方法は、特に定めはありません。
記録様式は自由です！**

ダンプの運行管理など現在利用しているものがあれば、必要事項を追記する運用でも可能です。
『土砂受領書』の交付、写しの保存により土砂搬出量の管理とすることが可能です。



搬出量管理の記録のタイミングは、

- ・ダンプ1台ごと
- ・搬出先への土砂すべての搬出が完了した時点
どちらでも大丈夫です。

国土交通省では、「最終搬出先記録《別紙2》」の参考様式を公表しています
同様式を活用して土砂搬出量管理の記録を作成することも可能です。
同様式は「すべての搬出が完了した時点」での記録を作成する場合の参考様式となっています。

<参考様式>

別紙2 参考様式（規程第十一条第四項関係） 最終搬出先記録											
本表は搬出先を示す記録であり、概数確認として搬出量を記載しているが搬出元と搬出先の土砂量は土砂の状態により必ずしも一致しないものである。											
1次搬出情報						2次搬出情報					
搬出元（登録ストックヤード）						二次搬出元					
名称	所在地	搬出量	搬出完了日	種別	種別	名称	所在地	管理者名等	（参考）搬出量	搬出完了日	二次搬出先種別
●●●ストックヤード	●●県●●市●●町●●	第1種建設発生土	10000m3（地山）	2023/6/1	その他	■■■■ストックヤード	●●県■■市■■町■■	（株）■■■■	2000m3（ほぐし）	2023/7/1	①
									5000m3（締固め）	2023/10/15	②
									1000m3（ほぐし）	2025/9/10	③
									1700m3（ほぐし）	2028/2/5	処分場
									300m3（ほぐし）	2026/5/30	その他
【凡例】											
搬出先の種別											
①：国又は地方公共団体の管理する場所											
※ ②：他の工事現場での利用											
③：登録ストックヤード											
処分場：土砂処分場（再搬出を前提としないもの）											
その他：上記以外											
※ 本表整理における最終搬出先											

※「別紙2」には、「二次搬出先」「三次搬出先」等の情報を記載する欄もあります。
（ここでは、三次搬出先の記録欄は省略しています）

04 土砂の搬出後に実施すること

- ❑ 搬出先ごとに『土砂受領書』の交付を求める。
- ❑ 交付された受領書を保存する。

- スtockヤードから土砂を搬出した場合、**搬出先から受領書を交付**してもらってください。
- 受領した受領書は、**その写しを5年間保存**することが必要です。

受領書記載事項

- ◆ 土砂の搬出先の名称（建設工事の場合は工事名）及び所在地
- ◆ 搬出先の管理者の商号、名称（個人の場合は氏名）
- ◆ 土砂の搬出したStockヤードの名称及び所在地
- ◆ 土砂の搬出量（土砂の利用種別、土質区分および当該土量の算定上の状態を併記する）
- ◆ 搬出が完了した日

【規程第11条2項1～5号】

受領書の交付を求めるタイミングは、ダンプ1台ごと搬出先への土砂すべての搬出が完了した時点どちらでも大丈夫です。

搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要です。



(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)
●●●Stockヤード株式会社
代表取締役 ●●● 殿

(受領先)
●●●●●建設工事
責任者 ■■■■※

土砂受領書

受領先の名称及び所在地: ●●●●●建設工事
●●●●●市●●●町●丁目●番地●●●地内

受領した管理者の商号: ●●●建設(株)

搬出元の名称及び所在地: ●●●Stockヤード
■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■■番地■■■地内

土砂の搬出量: 盛土利用等※1 第1種建設発生土※2 ●●●●●m³※3 (地山量)※4
一時堆積※1 第1種建設発生土※2 ●●●●●m³※3 (地山量)※4

搬入が完了した日: 令和●年●月●日

※ 第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

■土砂の搬出量に記載する情報について

※1 土砂の利用種別（盛土利用等、一時堆積）を記載

盛土利用等: 土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積: 土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合（Stockヤード、土質改良プラントなどが対象）

※2 土質区分を記載

発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号平成18年8月10日による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（（公社）地盤工学会）による。

※3 土砂の搬入量の記載

当該土砂搬入に用いられたダンプトラックの台数や重量計測結果等を土質等の状況に応じて換算する方法や切り土又は盛土等の測量結果などにより土砂量を算定し記録しておくことが必要〔体積（m³）による表示〕

※4 地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を記載

04 土砂の搬出後に実施すること

- 『適正確認記録』と交付された『土砂受領書』の記載内容が一致していることを確認する。
- 搬出先から交付された土砂受領書について、**搬出先名称、所在地が『搬出先適正確認記録』の当該事項と一致していることを確認**してください。

別紙1 参考様式（第十条第一項関係）搬出先適正確認記録						
ストックヤード運営事業者名		●●●●●●（株）				
搬出元ストックヤードの名称・所在地		●●●●●●●●●●		〇〇県●●市〇〇町1-1		
ストックヤード登録番号		第00000000-000000号				
確認年月日	搬出先の名称	所在地	搬出先の種類	分類	情報1	
2023/5/26	●●●●●●●●●●工事	〇〇県●●市〇〇町●●地内	公共施設用地等	道路	元請業者：●●●●●建設（株）	
2023/5/26	●●●●●●●●●●仮置場	〇〇県●●市〇〇町1-1	公共施設用地等	河川	管理者：●●●●●●●●●●事務所	
2023/5/29	●●●●●●●●●●土砂処分場	〇〇県●●市〇〇町1-1	盛土許可等		盛土規制法第12条許可 許可番号00000000	
2023/5/30	●●●●●●●●●●ストックヤード	〇〇県●●市〇〇町1-1	盛土許可等		盛土規制法第21条届出（令和●●年●●月●●日）	国交省登録ストックヤ
2023/5/31	●●●●●●●●●●土質改良プラント	〇〇県●●市〇〇町1-1	盛土許可等		●●●●●●●●●●●●●●●●に関する条例許可 許可番号00000000	国交省登録ストックヤ
2023/6/1	●●●●●●●●●●採石場跡地	〇〇県●●市〇〇町1-1	他法令許可等		採石法第33条の採取計画認可 登録番号00000000	
2023/6/2	●●●●●●●●●●ビル新築工事	〇〇県●●市〇〇町1-1	許可不要工事等	工事付随堆積	元請業者：●●●●●建設（株）	
2023/6/5	●●●●●●●●●●	〇〇県●●市〇〇町1-1	別途理由		盛土規制法（宅造区域）：許可対象規模未満	土砂条例：許可等対象
2023/6/6	●●●●●●●●●●	〇〇県●●市〇〇町1-1	別途理由		盛土規制法（特盛区域）：届出対象規模未満	土砂条例：該当なし
2023/6/7	●●●●●●●●●●	〇〇県●●市〇〇町1-1	規制未指定		盛土規制法：宅造区域及び特盛区域未指定	土砂条例：該当なし
2023/6/8	●●●●●●●●●●	〇〇県●●市〇〇町1-1	規制区域外		盛土規制法：宅造区域及び特盛区域外	土砂条例：該当なし

『搬出先適正確認記録』と『土砂受領書』の
搬出先名称、所在地が一致しているか確認が必要です。

(受領書記載例)

(搬出元)

●●●●●ストックヤード株式会社

代表取締役 ●●●●● 殿

(受領先)

●●●●●●●●●●建設工事

責任者 ■■■■■■※

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：●●●●●●●●●●建設工事
●●●●●県●●●●●市●●●●●町●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内

受領した管理者の商号：●●●●●●●●●●建設（株）

搬出元の名称及び所在地：●●●●●●●●●●ストックヤード
■■■■■県■■■■■市■■■■■町■■■■■丁目■■■■■番地■■■■■地内

土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³（地山量）
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³（地山量）

搬入が完了した日：令和●●年●●月●●日

04 土砂の搬出後に実施すること

□ 一次搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合、（二次、三次搬出先等の）最終搬出先までの記録を作成・保存する。

- 搬出前に確認した搬出先（一次搬出先）が下記の①～④以外の場合、当該土砂が**さらに他の搬出先（二次搬出先）へ搬出されたときはその搬出先記録を作成**することが必要です。
- 当該土砂が、**さらに他の搬出先（三次搬出先等）へ搬出された場合も同様**となります。
- これらの搬出先記録は、その**写しを5年間保存**することが必要です。

土砂の搬出先が次の場合は、その先の搬出先記録（二次搬出先記録等）の作成が不要となります。

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ 登録ストックヤード
- ④ 土砂処分場（再搬出を前提にしないもの）



「国又は地方公共団体が管理する場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、土砂の搬入後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいい、民間業者の名義で受領書が交付される場合は含まれません。

05 国への報告について

『管理状況年報』の作成と報告をする。

- ストックヤード運営管理の状況について、『管理状況年報《別記様式第五号》』を作成し、事業年度終了後3カ月以内に申請先である地方整備局等に報告する必要があります。
- ストックヤード登録後の初年度報告については、報告対象となる事業年度期間のうち登録日より前の期間を除き報告することができます。また、初年度報告期限が登録日から4ヶ月以内のときは、初年度報告を省略することができます。
- 当該『管理状況年報』はその写しを5年間保存する必要があります。

『管理状況年報《別記様式第五号》』は、国土交通省のHPよりダウンロード可能です。登録ストックヤードごとに作成し、報告してください。

別記様式第五号（第七条第一項関係）

土砂搬入搬出管理年報

ストックヤード運営事業者登録規程第七条第一項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 5 年 5 月 26 日

関東地方整備局長 殿

届出者 住所 ●●県●●市●●町●●-●●

商号、名称又は氏名 ●●●●●●（株）

代表者名（法人の場合） ●● ●●

登録年月日及び登録番号	令和 5 年 5 月 26 日 第 11000001-110001 号
ストックヤードの名称・所在地	名称 ●●●●ストックヤード
	所在地 都道府県 埼玉県 ●●市●●町●●-●●

最大堆積可能量	300,000 m ³
今回の報告に係る期間	2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】	73,210 m ³
今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】	104,760 m ³

搬出先の工事等の名称及び施工場所	搬出先の種類	搬出量 m ³
○○○○○○○工事	規制未指定	50,000
□□県□□市□□○-○地内		
○○県○○○置場	公共施設用地等	30,000
□□県□□市□□○-○地先		
○○○川築堤工事	公共施設用地等	5,000
□□県□□市□□○-○		
○○○ストックヤード	盛土許可等	3,000
□□県□□市□□○-○		
○○○土質改良プラント	盛土許可等	500
□□県□□市□□○-○		
(株) ○○○資材置場	盛土許可等	1,000
□□県□□市□□○-○		
○○○○○採石場跡地	他法令許可等	10,000
□□県□□市□□○-○		
○○○○○ビル新築工事	別途理由	600
□□県□□市□□○-○		
△△△△△△△△△	別途理由	1,000
□□県□□市□□○-○		
△△△△△△△△△	規制区域外	200
□□県□□市□□○-○		
上記以外の搬出先 55箇所 ※1		3,460

今回報告時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量）	63,200 m ³
前回報告時点からのストックヤード内の土砂等の量の増減（堆積量の増減）	-31,550 m ³
今回の報告に係る期間中の最大堆積量	150,000 m ³

報告に係る期間は、申請時に登録した『事業者が定める事業年度の開始日』を開始日とした1年間です。
※初年度報告は特例あり

ストックヤード運営事業者の登録番号【8桁の番号】
-（※間にハイフン）
ストックヤードの登録番号【6桁の番号】
計14桁を記載

搬出先ごとに名称及び施工場所（住所）、搬出先の種類、搬出量を記載

※ 1
1箇所当たりの搬出量が100m³未満の搬出先は、箇所数を記載のうえ搬出量の合計をまとめて記載することができます。



05 国への報告について（管理状況年報の入手方法）



○[ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）](#) ※一部訂正しました。

○FAQ (令和5年12月28日更新)

別添様式第五号（第七条第一項関係）

土砂搬入搬出管理年報

ストックヤード運営事業者登録規程第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

【搬出先を複数】 宛

届出者 住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

登録年月日及び登録番号 令和 年 月 日 第 号

ストックヤードの
名称・所在地 名称
所在地 都道府県 【選択】

最大堆積可能量 m³

今回の報告に係る期間 年 月 日 ～ 年 月 日

今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量【搬入量計】 m³

今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量【搬出量計】 - m³

搬出先の工事等の名称及び施工場所

搬出先の種類

搬出量
m³

上記以外の搬出先 ●●箇所 ※ 1

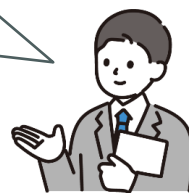
今回報告時点のストックヤード内の土砂等の量（堆積量） m³

前回報告時点からのストックヤード内の土砂等の量の増減（堆積量の増減） m³

今回の報告に係る期間中の最大堆積量 m³

06 登録内容の変更、廃業等の届出について

ストックヤード運営事業者登録規程第8条第1項の規定により、登録後に変更等が生じた場合に届出が必要となるものについて例示します。



① 変更の届出が必要となる場合（例）

規程4条第1項の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更の届出が必要となります。

- 代表者や役員が変更となった
- 事業所の所在地が移転となった
- 登録済みストックヤードの情報を変更したい
- 新たにストックヤードの登録を追加したい
- 登録済みストックヤードを廃止したい、登録を解除したい など

新たに盛土規制法の区域指定がなされた時なども変更の届出が必要となります！

② 変更の届出の期限

- スtockヤード運営事業者登録規程第8条第1項において、「第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を別記様式第一号により国土交通大臣に届け出なければならない」ことと定められています。
- この期間を過ぎて届出を行った場合、勧告の対象となる可能性がございますのでご注意ください。

③ 更新の申請期限

- 登録の更新を申請する場合は、登録の有効期間満了の日の180日前から42日前の日までに申請をして下さい。
- スtockヤード運営事業者登録は、5年ごとに更新が必要となります。
- 更新に際しては、国土交通省からの特段の連絡はありませんので、ご注意ください。

06 登録内容の変更、廃業等の届出について

登録内容変更の届出

- スtockyard運営事業に関する登録事項について、
変更等（Stockyardの追加を含む）があった場合は30日以内に変更の届出を行う必要があります。

- ・ 変更の届出を行う場合は、**必ず**前回登録時に送付された申請書を使用して提出してください。
- ・ 事業者登録およびStockyardの変更箇所は赤字として下さい。

《事業者登録の変更》

Stockyard運営事業者登録申請書

登録の種類 **変更** ※登録番号 変更申請の日付

※登録年月日 令和5年1月19日

※登録有効期間 令和5年1月19日

※再登録制限解除日 令和5年1月19日

この申請書により、Stockyard運営事業者の登録の申請をします。

関係地方整備局長 殿

フリガナ マルマルマルマル (カブ)

商号、名称又は氏名 ●●●●●●●● (株)

所在地等 〇〇区〇〇-1 TEL: 03 - 0001 - 0239

E-mail *****@*****.***.jp

法人である場合の代表者の氏名 〇〇〇〇

フリガナ 氏名 役名等 (常勤・非常勤) フリガナ 氏名 役名等 (常勤・非常勤)

① シカクシカク 〇〇 (常勤) ■ 1.1

② 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (非常勤) ■ 1.2

③ △△△△ 〇〇〇〇 (非常勤) ■ 1.3

④ ■ 1.4

⑤ ■ 1.5

⑥ ■ 1.6

⑦ ■ 1.7

⑧ ■ 1.8

⑨ ■ 1.9

⑩ ■ 2.0

未成年者である場合の法定代理人 氏名 住所 郵便番号 (100 - 9999) TEL: 03 - 0100 - 0564

住所 東京都〇〇区〇〇-1-1

フリガナ 氏名 役名等 (常勤・非常勤) フリガナ 氏名 役名等 (常勤・非常勤)

① シカクシカク 〇〇 (常勤) ■ 1.1

② 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (非常勤) ■ 1.2

③ △△△△ 〇〇〇〇 (非常勤) ■ 1.3

④ ■ 1.4

⑤ ■ 1.5

⑥ ■ 1.6

⑦ ■ 1.7

⑧ ■ 1.8

⑨ ■ 1.9

⑩ ■ 2.0

事業者が定める事業年度の開始日 12月31日

関連する業許可等の状況

「届出の種類」は『変更』を選択
※事業者情報に変更がない場合も『変更』を選択します。

『変更を届け出ます』を選択し、変更届出日へ修正する

《Stockyardの変更》

Stockyard (1箇所目)

登録の種類 **変更** ※登録番号 第13000001-040001号

※登録年月日 令和5年1月27日

※解除年月日 令和5年1月27日

※再登録制限解除日 令和5年1月27日

Stockyardの名称及び所在地等

フリガナ マルマルマルマル

名称 ●●●●●●

所在地 郵便番号: (023 - 0012) 宮城県

TEL 03 - 0100 - 0568 〇〇市●●町1-1

最大堆積可能量 1,000,000 m³

当該Stockyardに関わる許可等の状況 (該当する場合は全て記載)

名称	許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和38年法律第191号) 第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項の規定による許可	要	有
同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第40条第1項の規定による届出	要	無
鉱業法 (昭和25年法律第289号) 第63条第2項 (同法第87条において準用する場合を含む)、第63条の二第1項、第2項の規定による認可	否	無
採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条、第33条の五第1項の規定による認可	否	無
砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第16条、第20条第1項の規定による認可	要	有
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項の許可	否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規程条例の許可	否	無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規程条例の許可	否	無

＜Stockyardを追加する場合＞
追加するStockyardについて、「届出の種類」は『新規』を選択します。

＜Stockyardの登録内容に変更が生じた場合＞
登録内容変更するStockyardについて、「届出の種類」は『変更』を選択します。

＜Stockyardを解除する場合＞
解除するStockyardについて、「届出の種類」は『解除 (自主的)』を選択します

申請者又は役員等、支配人、法定代理人、法定代理人の役員に変更があった場合には、誓約内容を確認のうえ再提出してください。

更新申請開始可能日 (登録有効期間満了日の180日前) 以降に申請内容の変更も行おうとする場合には更新申請により内容変更も届け出ることが可能です。

06 登録内容の変更、廃業等の届出について

廃業等の届出

- スtockヤード運営事業者に関して、廃業等の事由（死亡（個人事業主の場合）、法人消滅、破産、清算、事業廃止など）が生じた場合は**30日以内に廃業等の届出**を行う必要があります。

廃業等の届出は、『**廃業等届出書《別記様式第六号》**』により行います

必須記入項目は、**記入欄が赤色**となっていますので、**赤色セルが残らないよう**、必要事項を記入してください。

廃業までにはいたっていないものの、登録を何らかの理由で解除する場合「届出の理由」「Stockヤード運営事業者と届出人との関係」で該当するものに○をつけ、それぞれカッコ書きで理由もしくは関係を簡潔に追記。
（届出の理由の記載例）
5．廃業（事業の一時中止、登録解除 等）
（届出人との関係の記載例）
2．元役員（現役員、現代表者 等）

別記様式第六号（第九条第一項関係）

廃業等届出書

Stockヤード運営事業者登録規程第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

【提出先を選択】 殿

届出者住所

商号、名称又は氏名

代表者名(法人の場合)

受付番号

受付年月日

Stockヤード運営事業者登録番号

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃業
Stockヤード運営事業者	商号又は名称
	氏名 (法人にあっては代表者の氏名)
	主たる事務所の所在地
届出事由の生じた日	令和 年 月 日
Stockヤード運営事業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元役員 3. 元個人事業者 4. 破産管財人 5. 清算人

備考

① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。

② 届出先は登録を受けている地方整備局長等を選択すること。

③ 「届出の理由」及び「Stockヤード運営事業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

④ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

07 その他の遵守事項について

登録された事業者の皆様にご遵守していただく事項がございますのでご確認ください。



□ 運搬者へ、土砂の運搬費、その他処理に要する経費を適切に反映する。

- スtockヤードからの土砂の搬出を他者に委託する場合は、土砂の運搬費、その他処理に要する経費を適切に反映するよう努めなければなりません。

□ 運搬者へ、関連法令の順守の指導、過積載の防止の周知を行う。

- スtockヤードへ土砂を搬出入する運搬者に対し、関連法令を遵守するよう指導に努めなければなりません。
- また、土砂の過積載の防止についても、運搬者に周知する必要があります。

作成記録等の閲覧請求への対応

Stockヤード運営事業者が保存している記録等については、土砂の搬出入を行う者、行おうとしている者から閲覧、謄写の請求があった場合は、個人情報に係る部分を除きそれに対応する必要があります。



閲覧、謄写に対応する必要がある記録等は、次のものが該当します。

- ①土砂搬入量記録 ②土砂受領書（土砂搬入後に交付したもの）
- ③搬出先適正確認記録 ④土砂搬出量記録
- ⑤土砂受領書（土砂搬出後に受領したもの）
- ⑥搬出先記録（二次搬出先、三次搬出先など）
- ⑦管理状況年報 ⑧不利益処分報告

07 その他の遵守事項について

不利益処分を受けた際には国に対して報告していただく必要があります。



不利益処分を受けた際の国への報告

- スtockヤード運営事業、Stockヤードにおける土砂の堆積行為等が、関係法令に関する不利益処分を受けた場合は、処分を受けた7日以内に国に報告する必要があります。
- 当該『不利益処分報告』は、その写しを5年間保存する必要があります。

関係法令に関する不利益処分は、以下のものが該当します。

関係法令	不利益処分の内容
盛土規制法（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可）	取消、停止、制限等
盛土規制法（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出）	取消、停止、制限等
鉱業法（施業案の認可）	取消、停止、制限等
採石法（採取計画の認可）	取消、停止、制限等
砂利採取法（採取計画の認可）	取消、停止、制限等
土砂条例※1（特定事業場※2の許可）	取消、停止、制限等
土砂条例※1（土地の埋立等※2の届出）	取消、停止、制限等

※1：地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例

※2：地方公共団体の条例によっては異なる名称を使用している場合があります

08 勧告、事業者公表、登録取消等について

勧告や取消の対象となる場合がありますので、適切な業務実施をお願いいたします。



事業者への勧告

- スtockヤード事業の適正な運営を確保するため、国が必要な勧告を行う場合があります。

ストックヤード事業者が『規程』に定められた業務に違反した場合や、業務に関し不適正又は不誠実な行為をした場合は、業務の適正な運営を確保するため、**国土交通大臣より勧告がされる場合があります。**

- 勧告に際しストックヤード運営事業者に対して報告・資料の提出を求める場合があります。
- 国土交通大臣の勧告に従わない場合、その旨が公表される可能性があります。

登録の取り消し

- 次の事項に該当する場合、登録が取り消される可能性があります。

- ①登録拒否要件に該当した場合
- ②不正な手段により登録を受けた場合
- ③業務に関して不正、不誠実な行為を行なった場合
- ④国土交通大臣の勧告に応じない場合

登録時に欠格要件に該当していたことが判明した場合や、登録時に**不正な手段により登録を受けたことが判明した場合**、登録後に欠格要件に該当した場合などは、**登録が取り消される可能性があります。**

ストックヤード事業者が不正、不誠実な行為を行った場合や、国土交通大臣の勧告に応じない場合、勧告に虚偽の報告等を行った場合などは、登録を取り消される可能性があります。

登録取り消しとなった場合、公表され**5年間再登録不可**となります。